

子 発 0831 第 3 号
令和 4 年 8 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」の一部改正について

指定保育士養成施設の各年度における業務報告については、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 5 条第 5 項の規定及び「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」（平成 22 年 7 月 22 日付け雇児発 0722 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により行われているところである。

今般、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することに伴い、局長通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年度分の業務報告から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、管内の指定保育士養成施設に対し周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別添)

- 「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」(平成22年7月22日付け雇児発0722第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
新旧対照表(下線部:変更箇所)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>雇児発0722第6号 平成22年7月22日 一部改正 雇児発0808第4号 平成25年8月8日 一部改正 雇児発0331第30号 平成27年3月31日 一部改正 子発0115第14号 平成30年1月15日 一部改正 子発0427第5号 平成30年4月27日 一部改正 子発0510第2号 令和元年5月10日 一部改正 子発1225第2号 令和2年12月25日 <u>一部改正 子発0831第3号</u> <u>令和4年8月31日</u></p> | <p>雇児発0722第6号 平成22年7月22日 一部改正 雇児発0808第4号 平成25年8月8日 一部改正 雇児発0331第30号 平成27年3月31日 一部改正 子発0115第14号 平成30年1月15日 一部改正 子発0427第5号 平成30年4月27日 一部改正 子発0510第2号 令和元年5月10日 一部改正 子発1225第2号 令和2年12月25日</p> |
| <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> | <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> |
| <p>指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p>標記については、児童福祉法施行令第5条第5項の規定及び平成22年7月22日雇児発0722第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> | <p>指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p>標記については、児童福祉法施行令第5条第5項の規定及び平成22年7月22日雇児発0722第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> |

通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第216号）が平成31年4月1日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第6条の4に規定する事項に係る様式を別紙のとおり一部を改正し、平成31年度分の業務報告から適用することとしたので通知したところ。

なお、平成30年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者（経過措置の規定により、平成31年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例によることとした指定保育士養成施設においては、平成31年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者）に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。

また、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施したことから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたところ。

さらに、平成30年1月15日の一部改正により、「第5表 介護福祉士養成施設卒業者に対する指定保育士養成施設の履修科目免除実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

ついては、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限（前年度分を当該年度の6月末日まで）を遵守するよう周知されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第216号）が平成31年4月1日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第6条の4に規定する事項に係る様式を別紙のとおり一部を改正し、平成31年度分の業務報告から適用することとしたので通知したところ。

なお、平成30年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者（経過措置の規定により、平成31年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例によることとした指定保育士養成施設においては、平成31年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者）に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。

また、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施したことから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたところ。

さらに、平成30年1月15日の一部改正により、「第5表 介護福祉士養成施設卒業者に対する指定保育士養成施設の履修科目免除実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

ついては、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限（前年度分を当該年度の6月末日まで）を遵守するよう周知されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

別紙 (略)

第1表～第3表 (略)

第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況

| 区 分 | | 計 |
|-------------|--|---|
| 特例教科目受講者数 | | 名 |
| うち、幼保2年特例の者 | | 名 |
| ①福祉と養護 | | 名 |
| ②子ども家庭支援論 | | 名 |
| うち、幼保2年特例の者 | | 名 |
| ③保健と食と栄養 | | 名 |
| ④乳児保育 | | 名 |
| うち、幼保2年特例の者 | | 名 |

※各欄には特例教科目を受講した実人数を記載すること。

※「特例教科目受講者数」「②子ども家庭支援論」「④乳児保育」については、幼保連携型認定こども園において「2年以上かつ2880時間以上」の実務経験を有する者の特例(幼保2年特例)により、受講した実人数を内数として記載すること。

第5表～第6表 (略)

別紙 (略)

第1表～第3表 (略)

第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況

| 区 分 | | 計 |
|-----------|--|---|
| 特例教科目受講者数 | | 名 |
| ①福祉と養護 | | 名 |
| ②子ども家庭支援論 | | 名 |
| ③保健と食と栄養 | | 名 |
| ④乳児保育 | | 名 |

※各欄には特例教科目を受講した実人数を記載すること。

第5表～第6表 (略)